

令和6年度
遠軽町教育委員会
点検・評価報告書

令和7年6月
遠軽町教育委員会

1	はじめに	1
	(1) 趣旨	
	(2) 点検・評価の対象	
	(3) 点検・評価の流れ	
2	教育委員会の概要	2
	(1) 教育委員会委員の職務	
	(2) 教育委員会の構成	
3	教育委員会の活動状況	3
	(1) 教育委員会会議の開催及び審議状況	3～6
	(2) 教育委員会会議の項目別点検	7
	(3) 教育委員会会議以外の活動状況	8
	(4) 教育関係者の表彰	9
4	点検・評価報告書	10
	(1) 学校教育	
	①英語指導助手配置事業、教育振興一般経費、スクールバス運行事業	10
	②学校備品購入事業、学校教育振興一般経費	11
	③要保護・準要保護児童・生徒援助事業、特別支援教育就学奨励事業	12
	④学校建設事業	13
	⑤教職員住宅管理事業	14
	⑥遠軽高等学校教育振興補助金（教育振興一般経費）	15
	⑦学校給食施設管理事業、学校給食管理事業	16
	(2) 社会教育	
	⑧青少年育成事業	17
	⑨文化祭事業、芸術・文化振興事業	18
	⑩家庭教育事業	19
	⑪高齢者大学事業、講演会・講座研修事業	20
	⑫公民館管理運営事業	21
	⑬部活動地域移行体制整備事業	22

⑭文化財保護活用事業、郷土館等管理運営事業、埋蔵文化財センター 管理運営事業	2 3
⑮社会教育施設整備事業	2 4
⑯図書館・図書室管理運営事業	2 5
(3) 社会体育	
⑰スポーツ教室・大会事業	2 6
⑱保健体育一般経費	2 7
⑲社会体育施設整備事業	2 8
5 外部評価	2 9 ～ 3 1
6 参考資料	3 2 ～ 3 7
令和6年度 教育行政執行方針	

1 はじめに

(1) 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、各教育委員会は、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとなっています。

遠軽町教育委員会としては、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民の皆様への説明責任を果たすため、毎年度、教育委員会の点検・評価を行い、学識経験者の意見を付して報告書を作成・公表することとしています。

(2) 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、教育委員会の活動状況等の点検のほかに、令和6年度教育行政執行方針に掲げられた主要な事業の実施状況について点検・評価を行いました。

(3) 点検・評価の流れ

「教育委員会の活動状況」については、教育委員会会議の開催状況や会議にかけられた議案等について、項目別に点検を行うとともに、委員が出席した学校行事等の点検を行いました。

「点検・評価報告書」については、「令和6年度教育行政執行方針」に掲げられた主要な事業の内容、事業成果、自己評価及び今後の課題と方策を所管課が作成するとともに、点検・評価の客観性を確保するため、点検評価の方法や結果などについて学識経験を有する者からの意見を聴取しています。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 教育委員会の概要

(1) 教育委員会委員の職務

教育委員会委員は、教育委員会会議に出席し教育行政の基本方針等を審議するほか、町内小中学校への学校視察や各種教育関係行事への出席、委員研修会等を行っています。

(2) 教育委員会の構成

遠軽町教育委員会は、次の5人で構成され、教育長の任期は3年、委員は4年となっています。

教育長と委員は、議会の同意を得て町長が任命することとなっており、教育長は教育委員会の会務を総理し委員会を代表します。

また、教育長は教育委員会の決定した基本的方針を受け、事務局を指揮監督して具体の事務を執行します。

【教育委員会委員名簿】（令和6年度）

職 名	氏 名	任 期	摘 要
教育長	佐 藤 祐 治	R5. 11. 11～R8. 11. 10	
委 員 (教育長職務代行者)	新 山 史 賢	R3. 11. 9～R7. 11. 8	
委 員	横 田 昌 弘	R4. 11. 9～R8. 11. 8	
委 員	能 正 直 樹	R6. 11. 9～R10. 11. 8	
委 員	牧 島 真由美	R5. 11. 9～R9. 11. 8	

3 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会会議の開催及び審議状況

遠軽町教育委員会の会議は、毎月1回の「定例会」と、必要に応じて開催する「臨時会」があり、令和6年度は合計13回の会議を開催しました。

また、この会議において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条及び遠軽町教育委員会教育長事務委任規則第2条の規定に基づき、次のとおり審議等を行いました。

期 日	会議の種類	傍聴人数	付議案件等
R6. 4. 24	第5回定例会	0	(議案) ・遠軽町教育委員会スポーツ賞について ・遠軽町奨学審査委員会委員の委嘱について ・遠軽町社会教育委員の委嘱について ・遠軽町文化財保護審議会委員の委嘱について ・遠軽町学校給食運営委員会委員の解任について ・遠軽町学校給食運営委員会委員の委嘱について ・遠軽町青少年指導員の委嘱について ・遠軽町スポーツ推進委員の委嘱について ・遠軽町学校運営協議会委員の委嘱について ・道費負担職員の退職発令内申について ・教育費補正予算について (その他) ・令和6年度遠軽地区教育委員会協議会総会及び教育委員研修会について ・令和5年度教職員事故者について ・令和5年度中体連等に関する成績について ・令和5年度スポーツ・文化振興事業について ・第59回 北海道市町村教育委員研修会について
R6. 5. 30	第6回定例会	0	(報告) ・地方自治法第180条の6第2号の規定に基づく令和6年第3回遠軽町議会付議事件の議決について ・遠軽町奨学資金奨学生の選定について (議案) ・遠軽町地域公民館条例の一部改正について ・教育費補正予算について ・令和5年度遠軽町教育委員会点検・評価報告書について (その他) ・第59回北海道市町村教育委員会研修会について ・部活動地域移行について

期 日	会議の 種類	傍聴 人数	付議案件等
R6. 6. 27	第 7 回 定例会	0	(報告) ・ 地方自治法第 180 条の 6 第 2 号の規定に基づく令和 6 年 第 4 回遠軽町議会付議事件の議決について ・ 令和 6 年第 4 回遠軽町議会一般質問答弁について ・ 社会教育関係団体への助成について ・ 社会体育関係団体への助成について (その他) ・ 第 59 回北海道市町村教育委員会研修会について ・ 丸瀬布・白滝地域の学校のあり方について ・ 部活動地域移行説明会について ・ 合宿状況について
R6. 7. 24	第 8 回 定例会	0	(議案) ・ 教育財産の用途廃止について ・ 道費負担職員の休職発令内申について (その他) ・ 遠軽町立学校職員の在宅勤務について ・ 令和 6 年度教育委員学校視察について
R6. 8. 28	第 9 回 定例会	0	(報告) ・ 語学指導等を行う外国青年の任命について (議案) ・ 道費負担職員の懲戒処分内申について ・ 令和 7 年度に使用する小学校用教科用図書及び中学校用 教科用図書の採択について (その他) ・ 令和 6 年度全国学力・学習状況調査の公表について
R6. 9. 26	第 10 回 定例会	0	(報告) ・ 令和 6 年第 6 回遠軽町議会一般質問答弁について (議案) ・ 道費負担職員の休職発令内申について (その他) ・ 町内小中学校学芸会・学校祭等の日程について ・ 部活動地域移行について ・ 丸瀬布・白滝地域の学校の在り方について ・ 図書館まつり 2024 の開催について
R6. 10. 30	第 11 回 定例会	0	(議案) ・ 遠軽町教育委員会文化賞の決定について (その他) ・ 第 104 回全国高等学校ラグビーフットボール大会出場に ついて ・ 遠軽町教育講演会について

期 日	会議の 種類	傍聴 人数	付議案件等
R6. 11. 27	第 12 回 定例会	0	(議案) ・遠軽町学校給食センター条例の一部改正について ・遠軽町体育施設条例の一部改正について ・道費負担職員の休職発令内申について ・教育費補正予算について (その他) ・令和 6 年度オホーツク管内市町村教育委員大会について ・遠軽町「二十歳」の成人式について
R6. 12. 25	第 13 回 定例会	0	(報告) ・地方自治法第 180 条の 6 第 2 号の規定に基づく令和 6 年第 8 回遠軽町議会付議事件の議決について ・令和 6 年第 8 回遠軽町議会一般質問答弁について (議案) ・遠軽町体育施設条例施行規則の一部改正について ・遠軽町学校運営協議会委員の解任について ・遠軽町学校運営協議会委員の委嘱について (その他) ・遠軽町公共施設見直し方針について ・令和 6 年度遠軽地区教育支援委員会諮問結果について ・遠軽町「二十歳」の成人式について ・パブリックビューイングについて ・遠軽町埋蔵文化財センターの冬期開館について
R7. 1. 29	第 1 回 定例会	0	(議案) ・道費負担職員の休職発令内申について (その他) ・職員の懲戒処分について ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の公表について ・令和 7 年度就学児童一日入学の日程について ・遠軽町芸術文化交流プラザの休館について
R7. 2. 27	第 2 回 定例会	0	(議案) ・道費負担職員の休職発令内申について ・道費負担職員の休職発令内申について ・令和 6 年度教育費補正予算について ・令和 7 年度教育費予算について (協議事項) ・令和 7 年度教育行政執行方針について (その他) ・各学校卒業式及び入学式の日程について
R7. 3. 12	第 3 回 臨時会	0	(議案) ・道費負担職員の任免内申について ・教育委員会所属職員の休職発令について

期 日	会議の 種類	傍聴 人数	付議案件等
R7.3.26	第4回 定例会	0	(報告) ・ 地方自治法第180条の6第2号の規定に基づく令和7年第1回遠軽町議会付議事件の議決について (議案) ・ 遠軽町奨学審査委員会委員の解任について ・ 遠軽町学校給食運営委員会委員の解任について ・ 遠軽町青少年指導員の解任について ・ 遠軽町スポーツ推進委員の解任について ・ 遠軽町部活動地域移行検討協議会委員の解任について ・ 道費負担職員の休職発令内申について ・ 遠軽町教育委員会所属職員の事務分掌異動について ・ 遠軽町教育委員会所属職員等の事務分掌異動について ・ 遠軽町教育委員会事務処理規則の一部改正について ・ 遠軽町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部改正について ・ 遠軽町社会教育指導員規則の一部改正について ・ 遠軽町学校体育文化活動参加経費負担要綱の一部改正について (その他) ・ 令和7年度町内小中学校入学式について ・ 総合教育会議について ・ 遠軽町埋蔵文化財センターの開館について ・ 部活動地域移行について

(2) 教育委員会会議の項目別点検

遠軽町教育委員会教育長事務委任規則第2条の規定により、教育委員会会議での議決が必要である項目のうち、令和6年度において教育委員会会議にかけられた議案等を分類し、適切に付議されているかどうか点検を行いました。

項 目	件数
学校教育及び社会教育の一般方針に関すること	0
教育委員会の所管に属する教育機関の設置、廃止、変更及び移管に関すること	1
所管機関の用に供する財産及び管理の基本的事項に関すること	0
規則その他規程の制定及び改廃に関すること	8
教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関すること	1
教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出に関すること	12
教育委員会事務局及び所管機関の職員(県費負担教職員を除く。)の任免その他の人事に関すること	2
職員(県費負担教職員を除く。)の分限及び懲戒に関すること	1
県費負担教職員の任免、分限、懲戒その他の進退の内申に関すること	10
法令又は条例に基づく委員の任命(委嘱)に関すること	15
教科用図書の採択に関すること	1
表彰に関すること	2
報告事項	4
協議事項等	1
その他	36

令和6年度に遠軽町教育委員会会議に付議された案件のうち、多かったものとしては、その他の事項を除き、法令又は条例に基づく委員の任命(委嘱)に関すること、教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出に関すること及び県費負担教職員の任免、分限、懲戒その他の進退の内申に関することでした。

令和6年度は、法令又は条例に基づく委員の任命(委嘱)や解任に関する議案のほか、県費負担教職員の任免、分限、懲戒その他の進退の内申に関することが多かったのが特徴でした。

(3) 教育委員会会議以外の活動状況

遠軽町教育委員会委員は、令和6年度における教育委員会会議への出席以外に次のとおり出席しました。

期 日	内 容	場 所	出席委員	備考
4月8日(月) ～9日(火)	町内小中学校入学式	町内一円	新山委員 ほか3人	
4月18日(木) ～19日(金)	令和6年度北海道町村教育委員会連 合会第1回役員会	札幌市	新山委員	
5月7日(火)	令和6年度遠軽地区教育委員会協議 会総会及び教育委員研修会	佐呂間町	新山委員 ほか2人	
5月16日(木) ～17日(金)	令和6年度北海道町村教育委員会連 合会総会	札幌市	新山委員	
7月8日(月)	令和6年度オホーツク管内教育委員 会協議会役員会及び総会	網走市	新山委員	
7月17日(水) ～18日(木)	令和6年度北海道市町村教育委員会 研修会	札幌市	新山委員 ほか3人	
8月28日(水)	学校視察（安小、南小、遠中）	各学校	新山委員 ほか3人	
9月26日(木)	学校視察（東小、南中、望の岡）	各学校	新山委員 ほか3人	
10月30日(水)	学校視察（丸小、白小、丸中、白中）	各学校	新山委員 ほか3人	
11月27日(水)	学校視察（生小、遠小、生中、安中）	各学校	新山委員 ほか3人	
12月4日(水)	令和6年度オホーツク管内市町村教 育委員大会	網走市	新山委員 ほか3人	
1月12日(日)	遠軽町「二十歳」の成人式	遠軽町芸術 文化交流プ ラザ	新山委員 ほか3人	
2月6日(木)	令和6年度北海道町村教育委員会連 合会第2回役員会	札幌市	新山委員	
3月14日(金) ～24日(月)	町内各小中学校卒業式	町内一円	新山委員 ほか3人	

(4) 教育関係者の表彰

令和6年度における教育関係者の表彰は、次のとおり実施しました。

① 遠軽町教育委員会文化賞

ア 文化功労賞

阿部 ゆり子（遠軽町教育委員会文化賞表彰規則第3条第1号イ該当）

イ 文化奨励賞

該当者なし

② 遠軽町教育委員会スポーツ賞

ア スポーツ功労賞

北海道遠軽高等学校ラグビー部（遠軽町教育委員会スポーツ賞表彰規則第3条第1号エ該当）

イ スポーツ奨励賞

佐藤 杏那（遠軽町教育委員会スポーツ賞表彰規則第3条第2号ア該当）

4 点検・評価報告書

(1) 学校教育

No.	1	事業名	英語指導助手配置事業、教育振興 一般経費、スクールバス運行事業	担当課	総務課
-----	---	-----	------------------------------------	-----	-----

執行方針	小・中学校の教育振興のため、英語指導助手の配置、小学校教科書改訂に伴う社会科副読本の作成及び教師用教科書・指導書の購入、南中学校瀬戸瀬線のスクールバス車両の更新を実施する。
事業内容	一般財団法人自治体国際化協会を通して契約した3人の英語指導助手を遠軽、生田原、丸瀬布・白滝地域に配置した。 小学校教科書の改訂に伴い、社会科副読本を作成、及び教師用教科書・指導書の購入を行った。 経年劣化の進んでいた南中学校瀬戸瀬線のスクールバスの更新を実施した。 【更新前車両】H22年12月納車 トヨタハイエース 10人乗 走行261千km 【更新後車両】R7年2月納車 日産セレナ 8人乗
事業成果	英語指導助手を町内全校（小学校7校、中学校6校、望の岡分校）に語学指導助手として派遣することにより、小中学校における英語力の向上、国際理解教育の充実が図られた。 小学校教科書の改訂に伴い、小学3・4年生を対象とする社会科副読本「えんがる」を作成し、町内における全ての小学校において、遠軽町をより詳細に学ぶための学習教材として活用できる体制が整備された。また、教師用教科書及び指導書の購入も行った。 経年劣化の進んでいた南中学校瀬戸瀬線のスクールバスを更新し、安全に安心して通学できる環境を整備した。
課題と改善方策	引き続き、小中学校における英語力等の向上のため、教員と英語指導助手との連携が必要である。 更新した車両以外にも遠軽地域、白滝地域とも、保有しているスクールバスの老朽化が進んでいることから、通学実態に合わせて更新を含めた対応を検討していく必要がある。

No.	2	事業名	学校備品購入事業、学校教育振興 一般経費	担当課	総務課
-----	---	-----	-------------------------	-----	-----

執行方針	G I G Aスクール構想に基づく一人一台端末の全中学校分の端末更新、小学校教科書改訂に伴う指導者用デジタル教科書の導入、小中学校の校内通信ネットワークにおける通信状況やトラブルを把握するための校内ネットワークアセスメント業務委託など、I C T教育推進のための環境整備を実施する。
事業内容	G I G Aスクール構想に基づく全中学校生徒及び教員分の555台の端末を更新した。 小学校教科書改訂に伴う指導者用デジタル教科書を購入した。 全小中学校のネットワークアセスメント業務委託を締結した。
事業成果	G I G Aスクール構想に基づく全中学校生徒及び教員分の端末の更新とソフトウェアのライセンス取得を行い、I C T教育の推進をすることができた。 小学校教科書改訂に伴う指導者用デジタル教科書を購入し、利便性や活用性の向上などを図ることができた。 全小中学校のネットワークアセスメント業務委託を締結し、校内におけるネットワークの分析・診断の実施、アクセスポイントを更新することによる通信の安定化など、ネットワーク環境を整備することができた。
課題と改善方策	G I G Aスクール構想に基づき、効果的なI C T活用による更なる授業改善を進めるとともに、安定的な通信環境等を維持管理していく必要がある。

No.	3	事業名	要保護・準要保護児童・生徒援助事業、特別支援教育就学奨励事業	担当課	総務課
-----	---	-----	--------------------------------	-----	-----

執行方針	就学援助費について、新入学児童生徒学用品費を入学前に支給するとともに、認定児童・生徒の保護者に対して援助する。
事業内容	学用品費、学校給食費、生徒会費、PTA会費及びクラブ活動費などの給与対象経費を給与対象者に支給した。 【要保護・準要保護認定者数】 要保護 小学生 1人、中学生 2人 準要保護 小学生 112人、中学生 62人 【特別支援就学奨励事業認定者数】 小学生 16人、中学生 14人
事業成果	認定児童・生徒の保護者に対し援助を行うことで、保護者負担の軽減を図ることができた。
課題と改善方策	引き続き、学校生活に欠かすことのできない経費を援助し、保護者負担の軽減を図っていく。

No.	4	事業名	学校建設事業	担当課	総務課
-----	---	-----	--------	-----	-----

執行方針	小・中学校の施設整備については、学校施設の老朽化に対応するため、効率的・効果的な学校施設の管理を図る。 令和6年度については、東小学校長寿命化改修工事、各小中学校空調設備設置工事及び遠軽小学校大規模改修工事实施設計業務委託を実施し、安全・安心な学校づくりを進める。
事業内容	○東小学校長寿命化改修工事 遠軽町学校施設長寿命化計画に基づき、3か年計画で実施する東小学校長寿命化改修工事の最終年 ○各小中学校空調設備設置工事 小中学校に空調設備を設置するための学校施設環境改善工事 ○遠軽小学校大規模改修工事实施設計業務委託 遠軽町学校施設長寿命化計画に基づき、2か年計画で実施する遠軽小学校大規模改修工事を行うための設計業務委託
事業成果	○東小学校長寿命化改修工事 教育環境の向上及び施設の長寿命化が図られた。 ○旧瀬戸瀬小学校解体工事 教育環境の向上が図られた。 ○遠軽小学校大規模改修工事实施設計業務委託 教育環境の改善及び施設の老朽化等による機能低下に対する復旧を図る大規模改修工事の設計が完了した。
課題と改善方策	学校施設については、老朽化している施設や設備があることから、遠軽町学校施設長寿命化計画に基づき計画的な改修を行っていく。

No.	5	事業名	教職員住宅管理事業	担当課	総務課
-----	---	-----	-----------	-----	-----

執行方針	教職員の住宅環境の整備については、西町教職員住宅屋根塗装工事を実施する。
事業内容	○西町教職員住宅屋根塗装工事 教職員住宅1棟の屋根塗装工事
事業成果	快適な住環境を整備することにより、教職員の生活向上が図られた。
課題と改善方策	今後も教職員住宅の適切な維持管理を行うとともに、住環境整備を計画的に実施する。

No.	6	事業名	遠軽高等学校教育振興補助金(教育振興一般経費)	担当課	総務課
-----	---	-----	-------------------------	-----	-----

執行方針	遠軽高等学校に通う生徒の進学・就職支援のための講座等に対する助成や、学級数維持・生徒確保を支援するための経費の助成を行い、魅力ある高等学校づくりを支援するとともに、町内の子どもたちの遠軽高等学校への進学を促す。
事業内容	遠軽高等学校に通う生徒の学力向上と進学及び就職実績の向上を図り、魅力ある高等学校づくりを推進するため「北海道遠軽高等学校教育振興補助金」を交付した。
事業成果	遠軽高等学校に対し、進学及び就職支援のための経費の助成を行うことで、魅力ある高等学校づくりを支援するとともに、学級数維持及び生徒確保の実績につながった。
課題と改善方策	今後も、遠軽高等学校への進学を推進し、遠軽高等学校在校生への学力向上と進学及び就職実績の向上、さらには学級数維持・生徒確保のため支援していく。

No.	7	事業名	学校給食施設管理事業、学校給食管理事業	担当課	給食センター
-----	---	-----	---------------------	-----	--------

執行方針	学校給食については、南小学校給食室スチームコンベクションオーブンの更新、学校給食献立システムの更新、老朽化した施設の修繕など、安全・安心な給食を提供するための環境整備を実施するほか、高騰する給食食材費の影響による児童・生徒の給食費値上げ分を据置くための賄材料費を追加計上し、保護者負担の軽減に努める。
事業内容	各学校給食室及び各学校給食センターの施設設備修繕等を実施するとともに老朽化した備品を更新し、衛生環境の改善及び環境整備の充実を図った。 また、献立システムを更新することにより、栄養教諭が適切な栄養管理を効率よく実施できるためのライセンスを導入。 児童生徒の給食費を令和5年度と同額とし、教職員等との差額分を賄材料費に補填することで、保護者負担の軽減を図った。
事業成果	各施設設備の整備と備品の更新を実施し、献立システムの導入により、アレルギー対応管理が可能となったことから、児童・生徒に安全・安心な給食の提供を行うことができた。 また、高騰する食材の調達については、町内の登録業者から購入することを基本に、共同購入で安価に購入できる食材を使用するなど、栄養価を確保しつつ献立の工夫を行った。
課題と改善方策	今後も各施設設備の整備と備品の更新を計画的に実施し、衛生環境の改善を図り、安全・安心な給食を提供する。

(2) 社会教育

No.	8	事業名	青少年育成事業	担当課	社会教育課
-----	---	-----	---------	-----	-------

執行方針	未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携のもと、地域の特性を生かした各種事業を引き続き推進する。
事業内容	青少年を対象とする各種事業の実施と、日常的な青少年団体の育成と支援を行った。 また、全町的な青少年教育を推進するため、遠軽町青少年指導員を配置し、関係団体・機関の協力のもと各種事業に取り組んだ。 ○各種体験教室、リーダー養成研修会、遠軽町『少年の主張』大会ほか ○遠軽町青少年指導員の配置及び活用（１４人委嘱） ○遠軽町子ども会育成連合会への支援
事業成果	児童生徒を対象とする「ちびっ子リーダー研修会」をはじめ、「子ども教室」や「わくわく自然体験教室」、「キッズ・チャレンジクラブ」など、地域の特色ある教育資源を活用し、青少年の健全育成と、次代を担う人材育成に寄与することができた。
課題と改善方策	本町における青少年人口も減少傾向にあり、習い事や少年団活動など、青少年を取り巻く学びの機会も多様化するなど、行政が主催する事業等へ関わる参加者数にも影響が生じている。 そのため、実施事業の目的や役割、継続の必要性を明確化し、将来における児童生徒数のさらなる減少傾向を踏まえ、今後も学校・家庭・地域、関係団体等との連携を図りながら各種事業を推進する。

No.	9	事業名	文化祭事業、芸術・文化振興事業	担当課	社会教育課
-----	---	-----	-----------------	-----	-------

執行方針	芸術や文化に触れる機会や発表・交流の場などの提供に努める。
事業内容	優れた芸術文化に親しむ機会の提供と、町民による芸術文化活動の成果を発表する場を支援し、日常的な優れた芸術文化との関わりを通じ、豊かな生活の実現と向上に努めた。 ○遠軽町文化連盟（各文化協会）との共催による文化祭等の開催 ○音楽の広場公演の開催
事業成果	遠軽町文化連盟（各文化協会）と連携し、町民による芸術文化活動の成果を発表する機会として開催した。 音楽に関する公演事業を開催し、関係団体との連携のもと、優れた音楽に親しむ機会を提供できた。
課題と改善方策	芸術文化交流プラザを芸術文化活動の拠点とし、日常的な活動に取り組む団体及び町民主体による芸術文化活動の支援に努める。 文化団体における会員数減少や高齢化が進んでいることから、関係団体と連携を図り、文化祭及び音楽公演の開催方法も含めた事業内容を検討する。

No.	10	事業名	家庭教育事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	--------	-----	-------

執行方針	家庭の教育力の向上を図るため、保護者に対する学習機会の提供や子育て資料による情報提供の充実など、家庭教育の支援を行う。
事業内容	家庭の教育力向上を図るため、家庭教育の支援を目的とした学習機会の充実と家庭教育に関する情報提供に取り組んだ。 ○えんがる家庭教育講座の開設 ○えんがる子育て応援B o o k（W e b 版）の公開と活用
事業成果	小中学生の子どもをもつ保護者を対象とした講座を開設し、子育てや同じ環境下にある保護者の交流を図り、家庭教育に関する情報共有や町民交流の場として活用できた。 えんがる子育て応援B o o k（W e b 版）を遠軽町ホームページで公開し、スマートフォンをはじめI C T機器での閲覧を可能とすることで、より身近な情報ツールとして活用が図られた。
課題と改善方策	人口減少に伴う対象世帯が減少する一方、就労と子育てを両立させる世帯が増加傾向にあることから、子育て世代の生活環境を把握し、家庭教育の関心を高める事業内容について検討する。 家庭教育に関する情報提供の効果を高めるため、子育て資料「えんがる子育て応援B o o k」の定期的な内容等の見直しを行うとともに、日常的な情報収集と関係機関との連携を図る。

No.	11	事業名	高齢者大学事業、講演会・講座研修事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	--------------------	-----	-------

執行方針	町民の生涯学習活動を支援するため、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、引き続き社会教育関係団体の活動に対し支援を行う。
事業内容	シニア世代に必要な学習機会の提供と、交流を通じ豊かな生活を送るため、町内3か所に高齢者大学を開設した。 また、成人を対象に生涯学習活動への関心を深める取り組みとして生涯学習講座の開設と、遠軽町町民開放講座運営委員会への支援を行った。 ○遠軽町高齢者大学の開設 「瞰望大学」、「しらかば大学」、「ことぶき大学」 ○えんがる生涯学習講座の開設 英会話教室、乗馬体験教室 ○遠軽町町民開放講座運営委員会への支援
事業成果	高齢者大学は、シニア世代の学びの場として広く認知されており、開設地域の特色を生かした計画に基づき実施した。また、小学生との交流や、各種奉仕活動を通じ、地域活性に大きく寄与することができた。 生涯学習講座については、成人の関心が高い学習内容を採用し、就労後や余暇における学びの機会として取り組むことができた。 また、北海道遠軽高等学校の協力のもと、遠軽町町民開放講座運営委員会による町民向けの学習機会の提供が行われた。
課題と改善方針	高齢者大学の対象世代は増加傾向にあることから、シニア世代が必要とされる学習内容を検討し、今後も継続的な学習支援を行う。 生涯学習講座の計画において、成人に求められる学習ニーズを日常的に把握し、より広い視点での情報収集と、学びへの関心を高める学習内容について検討を行う。 北海道遠軽高等学校と連携し、幅広い世代の交流を通じた学習機会の拡充と、運営委員会への支援に努める。

No.	12	事業名	公民館管理運営事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	-----------	-----	-------

執行方針	遠軽町芸術文化交流プラザを拠点とし、活動や発表の機会、交流の場の充実に努めるとともに、文化の伝承と次代を担う人材の育成など、団体が連携し活動の活性化を図るための支援を行う。
事業内容	生涯学習活動の拠点となる公民館施設を設置し、住民主体による学習活動の日常的な支援と、地域を取り巻く課題解決への学習活動の支援を行った。 ○公民館の設置 「遠軽町芸術文化交流プラザ」、「安国公民館」、「丸瀬布中央公民館」 ○指定管理者制度による遠軽町芸術文化交流プラザの運営
事業成果	芸術文化交流プラザ指定管理者との連携を図り、町民へ優れた舞台芸術鑑賞の機会を提供することができた。 公民館における文化団体の日常的な学習活動の拠点として活用された。
課題と改善方策	文化団体における会員数の減少や高齢化が進んでおり、公民館の利用者数も減少傾向にあることから、長期的な社会構造等の変化を踏まえた、公民館の維持管理方法について検討を行う。 日常的に利用者ニーズを把握し、社会情勢の変化に伴う学習ニーズに適応した環境整備を継続して行う。

No.	13	事業名	部活動地域移行体制整備事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	---------------	-----	-------

執行方針	町内児童生徒の部活動の環境構築、地域における子どもたちの活動の場の確保及び教職員の働き方改革の実現を図る観点から、学校における部活動の段階的な地域移行に向けた取り組みを行う。
事業内容	文化庁及びスポーツ庁が定める「学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、休日における部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた検討委員会組織の設置とアンケート調査を行った。 ○遠軽町部活動地域移行検討協議会の設置 ○小学生（５・６年生）、中学生（１・２年生）、小学５年生から中学２年生までの児童生徒を持つ保護者、部活動顧問（指導者）として関わる教職員への部活動地域移行に関するアンケート調査の実施 ○休日部活動地域移行に係る実証事業（サッカー、バドミントン）
事業成果	遠軽町部活動地域移行検討協議会会議を通じ、町民意見を反映させる機会の充実に努めた。 休日部活動地域移行に関するアンケート調査結果を公開・活用し、地域住民に対する部活動地域移行への理解を深めることができた。 休日部活動地域移行に係る実証事業を通じ、地域指導者や生徒、教職員を取り巻く課題等の把握を行うことができた。
課題と改善方策	遠軽町部活動地域移行検討協議会からの意見反映に努めるとともに、文化・スポーツ関係団体をはじめ、児童生徒及び保護者、学校との連携を図り、休日部活動の地域移行に係る具体的方針の策定を行う。

No.	14	事業名	文化財保護活用事業、郷土館等管理運営事業、埋蔵文化財センター管理運営事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	--------------------------------------	-----	-------

執行方針	日本最古の国宝「北海道白滝遺跡群出土品」の保管・展示を行う遠軽町埋蔵文化財センターのさらなる活用と、遠軽町白滝交流センターとの連携により、本町における文化財保護と普及を行う。
事業内容	本町における文化財の保存・活用を目的に、関連する社会教育施設を活用しながら特色ある事業を展開し、文化財保護に関する関心の高揚に努めた。 また、文化財の保存・活用について、専門的見地から調査等に係る意見や関連施設の運営等について審議するため、遠軽町文化財保護審議会を開催した。 ○遠軽町埋蔵文化財センターの管理運営 国宝資料の保管・展示、各種体験事業の開催、学校教育への支援ほか ○遠軽町郷土館及び丸瀬布郷土資料館の管理運営 郷土資料展示、町民講座の開設、学校教育への支援ほか
事業成果	遠軽町文化財保護審議会を通じ、町内の文化財保存や活用に関する検討及び協議、教育行政における文化財保護と活用方策について意見反映させた。 文化財関連施設の効率的な運営に努め、特色ある体験学習等の機会を提供した。また、学校教育への支援を通じ、郷土に対する関心を深め、文化財保護の大切さについて理解を深めることができた。
課題と改善方策	次代への歴史・文化の継承を目的に、幅広い視点での文化財保護や活用を推進するため、専門的見地を有する人材育成を継続して取り組む必要がある。 国宝「北海道白滝遺跡群出土品」を主とし、さらなる埋蔵文化財保護に対する普及啓発に努めるとともに、遠軽町における貴重な文化遺産や名勝等の保護・保存を推進するため、関係団体や機関と連携し、有効活用のための施策を検討する。

No.	15	事業名	社会教育施設整備事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	------------	-----	-------

執行方針	施設整備については、所管する施設の中で建設後30年以上経過するものも多くあり、社会教育施設長寿命化計画に基づく整備と、町の行政改革推進に基づく施設の統廃合について取り組む。
事業内容	○瀬戸瀬地域公民館移転・開館（令和6年7月） ○生田原宿泊研修施設「キララン清里」 給湯温水循環ポンプ及び厨房混合水栓交換修繕 ○生田原宿泊研修施設「キララン清里」 刈払機購入 ○丸瀬布昆虫生態館 放蝶館暖房吸気ファン入替修繕 ○丸瀬布昆虫生態館 展示室展示台修繕
事業成果	老朽化が進んだ社会教育施設の修繕と、環境整備に必要な備品購入を計画的に行い、効果的な施設管理を行った。
課題と改善方策	遠軽町社会教育施設長寿命化計画と、遠軽町公共施設の見直し方針との整合を図り、施設利用者のニーズを反映させた効率的な施設運営について検討する。

No.	16	事業名	図書館・図書室管理運営事業	担当課	図書館
-----	----	-----	---------------	-----	-----

執行方針	4 図書館・室については、利用者ニーズに応えた図書の充実や歴史的な地域資料の収集保管を行うなど、生涯学習活動を支援する拠点施設にふさわしいサービスを提供するとともに、町民の読書習慣を醸成し、これまで以上に親しまれる図書館・室の運営に努める。 また、学校図書室に対しては、図書館の専門性を活かし、引き続き支援する。
事業内容	町民の幅広いニーズの把握に努め、蔵書や郷土の歴史的資料を収集し、読書要求に応えるため貸出・閲覧等のサービス提供を行った。さらに町民の学習意欲や調査研究活動に対する支援を行った。 また、読書習慣の醸成を図るため、町広報誌の「図書館インフォメーション」や町ホームページで情報提供を行い、さらに読み聞かせ、図書館まつり等を実施し、親しまれる図書館運営に取り組んだ。
事業成果	1 蔵書冊数：202,822 冊（遠軽 147,420 冊、生田原 29,768 冊、丸瀬布 19,046 冊、白滝 6,588 冊） 2 貸出冊数：106,526 冊（遠軽 96,213 冊、生田原 5,012 冊、丸瀬布 4,284 冊、白滝 1,017 冊） 3 移動図書館車巡回：町内 15 か所 巡回日数 138 日 利用者数 1,926 人 4 図書館インフォメーション：12 回発行 町広報紙に掲載 5 事業実績：①図書館まつり：739 人 ②絵本読み聞かせ：遠軽 86 回 510 人 生田原 12 回 11 人 丸瀬布 12 回 5 人 ③はじめまして絵本：配布人数 74 人 ④読書感想文コンクール：応募点数 311 点 ⑤図書特集コーナー：5 回 ⑥絵本原画展：1 回 ⑦絵本パネル展：1 回 6 見学：6 回 88 人（小学生） 7 職場体験：4 回 14 人（小学生、中学生、高校生、短大生）
課題と改善方策	町民を取り巻く生涯学習環境が変容している中で、仕事や家庭、健康、福祉、教育など様々な領域において、町民が抱えている課題の解決に対して支援できる生涯学習拠点施設としての図書館を目指す。そのためには上位図書館や近隣の図書館との連携を図り、上位機関が実施する職員研修会への参加などを通して、レファレンスサービス等の向上に努める。

(3) 社会体育

No.	17	事業名	スポーツ教室・大会事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	-------------	-----	-------

執行方針	町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを関係団体との連携・協力のもと開催する。
事業内容	スポーツによる健康づくりや地域づくりを推進するため「スポーツの生活化」を目標とし、生涯各期にわたる各種スポーツ教室の開催と、地域性を活かしたスポーツ大会に取り組んだ。
事業成果	スポーツ教室・大会を通じ、地域コミュニティ活動や地域間交流の促進など、全町的な地域活性に大きな役割を担っている。 日々様変わりするスポーツ環境の多様化を踏まえ、町民の体力や年齢層に相応しいスポーツ機会の提供を日常的に行うことにより、スポーツ活動への関心を高め、健康づくりへの意識付けが図られた。 【令和6年度参加者数】 ○スポーツ教室 11教室（延べ3,548人） ○スポーツ大会 12大会（延べ774人）
課題と改善方策	今後も人口減少による少子化や高齢化が進む傾向にあることから、長期的な社会構造の変化を見据えた事業内容を検討し、継続的な生涯スポーツ活動の推進を図る必要がある。

No.	18	事業名	保健体育一般経費	担当課	社会教育課
-----	----	-----	----------	-----	-------

執行方針	社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体との連携を図り、各種スポーツ大会やスポーツ合宿などの誘致活動を積極的に推進する。
事業内容	町内スポーツ団体で組織する遠軽町スポーツ合宿誘致委員会に対し、スポーツ合宿誘致に必要な運営費の補助を行った。
事業成果	各種スポーツ合宿誘致の積極的な推進のため、遠軽町スポーツ合宿誘致委員会が中心となり、スポーツ合宿誘致における地域活性と交流人口の拡大が図られた。 【令和6年度スポーツ合宿実績】 ○29団体 965名（延べ4,423名）
課題と改善方策	既存の社会体育施設の有効活用と、継続的なスポーツ大会・合宿等の誘致及び持続的な受入体制の充実を図るため、遠軽町スポーツ合宿誘致委員会をはじめ、北海道遠軽高等学校、NPO法人遠軽町スポーツ協会及び各スポーツ団体等と連携を図る。

No.	19	事業名	社会体育施設整備事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	------------	-----	-------

執行方針	町民のニーズに応えた各種事業を展開し、利用者本位の施設運営を進め、今後も引き続き利用者サービスの向上に努める。
事業内容	○クロスカントリーローラーコンパクター購入 ○総合体育館バレーボール支柱購入 ○総合体育館バドミントン審判台購入 ○総合体育館防火設備点検 ○生田原スポーツセンターボイラー修繕 ○えんがる球技場バッティングケージ購入 ○パークゴルフ場券売機賃貸借（生田原・安国・丸瀬布） ○安国水泳プール水槽塗装修繕
事業成果	老朽化が進んだ社会体育施設の修繕と、環境整備に必要な備品購入を計画的に行い、効果的な施設管理を行った。
課題と改善方策	遠軽町社会教育施設長寿命化計画と、遠軽町公共施設の見直し方針との整合を図り、施設利用者のニーズを反映させた効率的な施設運営について検討する。

5 外部評価

(1) 学識経験者

氏 名	河 原 英 男
所 属 等	前・遠軽町教育委員会教育長

(2) 聴取日等

令和 7 年 5 月 1 9 日（月） 場所：遠軽町教育委員会応接室

(3) 主な意見・感想等

ア 教育委員会の活動状況について

教育委員会会議は、毎月開催された定例会議（12回開催）と臨時に開催された臨時会議（1回開催）において、慎重で迅速な審議が適正に行われ、多様化・複雑化する教育環境の変化に対応すべくその機能を果たしてきたものと認められます。

個別の審議状況を見ますと、令和6年度においては、規則その他規程の制定及び改廃に関すること、教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出に関すること及び法令又は条例に基づく委員の任命（委嘱）に関する議案が多かったようですが、昨年度に引き続き教職員及び委員会所属職員の病気休職等に係る発令・内申に関する案件も増加しており、教職員等の健康管理やメンタルヘルスについても十分な配慮が必要と考えられます。その他、人事案件などに加え、学校教育のみならず、社会教育や社会体育に関する事項についても多岐にわたる協議・確認がなされ、議案に限らずその時々話題も含め、委員間で活発な話し合いが行われていることが窺い知れます。

教育委員会会議以外では、教育委員の研修会にも積極的に参加され、教育行政の課題等に関する理解と知識を深められたことと推察します。また、学校視察では、すべての小中学校を訪問し、学校経営に係る意見交換や授業参観など、子どもたちと直接触れ合う機会も設けられ、大変意義のある活動をされています。

イ 点検評価報告書について

点検評価報告書は、「令和6年度教育行政執行方針」に掲げられた主要な事業ごとに、各所管課において内容・事業成果等を把握し、自己評価等が実施され、適切にまとめられています。

学校教育では、特別支援教育支援員を必要とする全ての小・中学校に配置され、対象となる児童生徒の増加への対応や多様化する特別支援教育への期待に十分な効果を発揮していると認められます。今後も支援を必要とする児童生徒に対し、手厚いサポートを期待するとともに、特別支援教育の更なる充実を図っていただ

きたいと考えます。

その他の教育支援策として、就学援助費及び遠距離通学者への助成や、中体連大会等参加経費の一部助成については、保護者に対する経済的負担が軽減され、小・中学校教育の充実のため今後も継続していくことが望まれます。

北海道遠軽高等学校に在籍する生徒への進学及び就職支援の補助については、魅力ある遠軽高校づくりの推進と地元にある唯一の高等学校として、学級数の維持及び生徒確保のためにも今後も継続して援助していくことが望まれます。

I C Tを活用した教育については、昨今、児童生徒の情報活用能力の育成が求められているところであり、1人1台端末を効果的に活用した上で、児童生徒の個別最適な学びの推進を期待するところです。

英語指導助手配置事業は、3人の英語指導助手を中心に小中学校の英語力の向上はもとより町民を対象とした英会話教室を開催するなど、広く国際理解教育の推進が図られており、今後も、国際感覚の向上や外国の文化に対する知識・理解を深められる活動を期待いたします。

学校施設の改修については、令和元年度に策定した「遠軽町学校施設長寿命化計画」に基づき、令和4年度から令和6年度までの3年間で行われた東小学校長寿命化改修工事が終了し、引き続き令和7年度から令和8年度までの2年間で遠軽小学校大規模改修工事を行うための設計業務委託が実施されており、よりよい教育環境の向上を期待するとともに、他の老朽化が進んでいる学校施設についても、効率的・効果的な管理を図っていくことが望まれます。

また、教職員住宅についても、計画的な住環境の整備が進められております。

学校給食事業については、施設整備や衛生環境の改善が図られ、より安心・安全な給食の提供が期待されます。

社会教育では、各地域の特性を生かした各種事業の展開が実施されております。

次代を担う青少年の育成、子どもを持つ親を対象とした家庭教育事業の支援、高齢世代の学びの場である高齢者大学事業など、各領域に応じた様々な事業が多く実施され、豊かな人づくり・町づくりに大きく寄与されているものと評価いたします。今後も子どもたちの健全育成や豊かな人間性の形成が育まれるよう創意工夫のもと、学校や地域等との連携を図りながら、更なる事業展開を期待いたします。

また、遠軽町所蔵の重要文化財「北海道白滝遺跡群出土品」が、国内最古の国宝に指定されました。今後も埋蔵文化財保護に対する普及啓発に努め、遠軽町における貴重な文化遺産や名勝等の保護・保存のための措置を講じるとともに、関係団体や機関と連携しながら、更なる有効活用のための施策を期待いたします。

図書館管理運営事業においては、読み聞かせや絵本の配布、町広報に図書館イ

ンフォメーションを掲載するなど、利用者の利便性の向上・親しまれる図書館づくりに取り組まれております。今後もサービスの充実と町民の生涯学習拠点施設としての図書館に期待いたします。

社会体育では、既存の各体育施設において健康増進や体力づくりのため、気軽に快適にスポーツ・レクリエーションに親しむことができる施設運営が指定管理者により行われており、生涯スポーツの推進に寄与されております。スポーツの振興や体育施設の有効活用と利用者の拡大を図り、更なる地域活性化に期待いたします。

おわりに、教育委員会は、地域の民意を代表する町長との連携を強化し、社会情勢の変化と町が抱える課題・方向性を共有しながら教育施策について議論し、一致して執行する必要があります。そのためにも、本点検・評価報告書は、教育委員会の取り組みを広く町民の方々に知っていただく情報提供となることから、今後も継続した実施を期待いたします。

6 参考資料

○令和 6 年度教育行政執行方針

令和 6 年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を申し上げ、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

昨年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症が「5 類感染症」へと移行された後、教育委員会としましては、実情に合わせた感染症防止対策に取り組みながら、子どもたちをはじめ全町民の多様な「学びの保障」に努めてまいりました。

少しずつコロナ禍前の姿が取り戻される中、本町の教育の目指す姿であります「主体的に学び 生きる力を身につける人を育てる」の具現化に向け、引き続き、学校・家庭・地域の皆様と連携を図りながら活力ある持続可能な教育行政の推進に努めてまいります。

さて、本町が所蔵する重要文化財北海道白滝遺跡群出土品について、昨年 6 月 27 日に文部科学省告示により「国宝」に指定されました。この度、指定を受けた出土品 1965 点は、日本の旧石器時代の石器製作の変遷や各種石器の組み合わせを示す資料として歴史的価値が評価されたもので、旧石器時代の資料としては初の「国宝」指定であり、日本最古の「国宝」となりました。これもひとえに、郷土史研究家の遠間栄治氏をはじめとする長年にわたる調査研究関係者の皆様方と文化財や地域に対する愛着と保護活動を進めていただいた方々のご尽力の賜物であり、改めて深くお礼申し上げます。

今後も地域の宝である貴重な文化財を、後世に守り伝えていくとともに、白滝ジオパークの活動と合わせ、さらなる教育・文化活動への活用はもとより、観光振興、地域活性化の新たな起爆剤としながら持続可能な地域づくりに取り組んでまいります。

次に令和 6 年度に実施します主な施策について学校教育から申し上げます。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指し、急激に変化する時代の中で、「育(はぐく)み・創(つく)り・愛(あい)し・励(はげ)む心で、永遠(とわ)に輝く遠軽町」のもと、学びあう児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが学校教育の重要な役割です。本町においては、小学校と中学校が緊密に連携し、連続性や円滑化などを図り、更に連携を幼保、高校へと広げ、学校・家庭・地域社会での教育に携わる全ての関係者が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、展開してきているところです。

教育委員会としましては、その連携を基にして『知育』・『徳育』・『体育』のバランス

のとれた子どもの育成と、その基盤となる教育環境づくりに努めてまいります。

まず、「知育」につきましては、育成すべき資質・能力として、児童・生徒の発達段階や特性を踏まえ、創意ある教育活動を展開する中で、生きて働く「知識・技能」の習得に努めてまいります。

第二には、習得した「知識・技能」を活用して、生き方の基盤となる言語活動の充実と情報活用能力や問題発見・解決能力等の育成により、「思考力・判断力・表現力等」を育ててまいります。

第三には、小・中学校の連続性や家庭・地域社会の役割を強化し、学校・家庭・地域社会の三者が、広く児童・生徒の学習に関わりながら教育環境を整え、未来に誇れる文化や自然遺産、人材などの教育資源を活用し、「学びの質」を高め、「学びに向かう力、人間性等」を育成してまいります。

次に、「徳育」につきましては、児童・生徒の「豊かな心」を育てるために、基盤となる道徳教育において、教科道徳の授業を核とし、多様な体験活動を通して、命の尊重、善悪の判断、人を思いやる心情や自然と大地の恵みに感謝する心など、「豊かな人間性」を培ってまいります。

また、読書活動や音楽活動などを充実し、更には地域社会と連携を図りながら、一人ひとりの「豊かな感性」を育ててまいります。

「体育」につきましては、児童・生徒の「健やかな体」を育てるために、望ましい生活習慣の改善を図るとともに、運動やスポーツに自己の適性に応じた関わりをもち、社会教育とも連携し、運動習慣の定着と体力・運動能力の向上に努めてまいります。

次に、学校教育の重点事項について申し上げます。

1点目に「安全教育」につきましては、児童・生徒の生命を守ることを最優先に、日常における安全確保のために必要な「主体的に行動する態度」を育成するとともに、「自助・共助・公助」の視点から安全教育の組織的な取り組みを推進してまいります。

2点目に「生徒指導」につきましては、「遠軽町いじめ防止基本方針」により、いじめや不登校の未然防止と早期解消、ネットトラブルへの対応、情報モラルの育成、薬物乱用や性の問題行動などについて、家庭・地域・関係機関等との連携・協力を密にし、開かれた生徒指導体制の充実に努めてまいります。

3点目に「特別支援教育」につきましては、引き続き、特別支援教育支援員を小・中学校に配置し、共生社会の形成に向けて、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な指導や必要な支援に努めてまいります。

4点目に「ICT教育」につきましては、「GIGAスクール構想」で配備した、児童・生徒の1人1台端末を活用し、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」のための授業改善と、クラスの児童・生徒を誰一人取り残さないよう効果的なICT教育の推

進に努めてまいります。

5点目に「信頼される学校」につきましては、学校と保護者や地域が連携・協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支えるため、学校運営協議会を中心に「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。また、教職員には、各種研修などへの参加を促進するほか、児童・生徒・保護者・地域の方々との信頼関係を深められるよう、法令の遵守・服務規律の徹底に努めてまいります。

6点目に「働き方改革」につきましては、教員が専門職としての知識・技能を学び、資質・能力の向上を図りながら、子ども一人ひとりの学びを引き出す教員としての役割を果たすため、健康でいきいきとやりがいをもって勤務し、学校教育の質を高められる環境の構築を目指し、学校における働き方改革を推進してまいります。

7点目に「高等学校への支援」につきましては、町内唯一の高等学校である北海道遠軽高等学校に対し、魅力ある学校づくりを支援するため、学力向上・学級数維持・生徒確保の取り組みを支援してまいります。

8点目に「食育」につきましては、「地産地消」を推進し、安全・安心な学校給食の提供を図りながら、家庭・地域社会と連携し、児童・生徒に、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるよう努めてまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。

小・中学校の教育振興につきましては、英語指導助手の配置、小学校教科書改訂に伴う社会科副読本の作成及び教師用教科書・指導書の購入、南中学校瀬戸瀬線のスクールバス車両の更新を実施してまいります。

I C T教育につきましては、G I G Aスクール構想に基づく一人一台端末の全中学校分の端末更新、小学校教科書改訂に伴う指導者用デジタル教科書の導入、小中学校の校内通信ネットワークにおける通信状況やトラブルを把握するための校内ネットワークアセスメント業務委託など、I C T教育推進のための環境整備を実施してまいります。

就学援助費につきましては、新入学児童生徒学用品費を入学前に支給するとともに、認定児童・生徒の保護者に対して援助してまいります。

小・中学校の施設整備につきましては、3か年計画の最終年となる東小学校長寿命化改修工事、令和5年度の繰越し事業となる各小中学校空調設備設置工事、また、令和7年度から2か年計画で実施する遠軽小学校大規模改修工事を行うための実施設計業務委託など、安全・安心な学校づくりと学校施設の環境整備を実施してまいります。

教職員の住宅環境の整備につきましては、西町にある教職員住宅の屋根塗装工事を実施してまいります。

高等学校の支援につきましては、北海道遠軽高等学校に通う生徒の進学・就職支援、また、学級数維持・生徒確保を支援するための補助を実施してまいります。

学校給食につきましては、南小学校給食室スチームコンベクションオーブンの更新、学校給食献立システムの更新、老朽化した施設の修繕など、安全・安心な給食を提供するための環境整備を実施するほか、高騰する給食食材費の影響による児童・生徒の給食費値上げ分を据置くための賄材料費を追加計上し、保護者負担を軽減してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

少子化による人口減少、高齢化、グローバル化や情報化の進展など、社会が大きく変化する中、人生100年時代を一人ひとりが豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくりを進めるため、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を通じた多様で複雑化する課題の解決に向けた取り組みが求められています。

本町においては、令和4年度から令和8年度における「第4次遠軽町社会教育中期計画」において、人々が学習活動、文化・スポーツなどを通じて生きがいを創造し、豊かな「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」を目指すことを社会教育目標達成の新たな視点としており、社会教育の重点事項として取り組んでまいります。

1点目の「人づくり」につきましては、自主的な学びを通じて、目的や意識を持って学ぶ人づくりのための環境整備が必要であり、学びや活動を通して自ら考え、よりよい地域づくりのために貢献できる人づくりに取り組んでまいります。

2点目の「つながりづくり」につきましては、地域住民がつながり合うことで互いを刺激し合うことが、お互いの成長につながります。人と人、地域と地域が学びの中からつながり合うことで、将来の地域を担うための人材づくりに取り組んでまいります。

3点目の「地域づくり」につきましては、地域づくりは一体感が大切です。このため、地域住民一人ひとりが自分のこととして「わがマチ」のことを考え、地域を知り、学び、生かすためにも今ある地域資源の活用に取り組んでまいります。

次に社会教育の主要事業について申し上げます。

未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携のもと、地域の特性を生かした各種事業を引き続き推進するとともに、芸術や文化に触れる機会や発表・交流の場などの提供に努めてまいります。

あわせて、家庭教育はすべての教育の出発点であることを踏まえ、今後も家庭教育の教育力向上を推進するため、保護者に対する学習機会の提供や子育て資料による情報提供の充実など、家庭教育の支援を行ってまいります。

また、成人教育やシニア教育の活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、引き続き社会教育関係団体の活動に対し、支援を実施してまいります。

芸術・文化活動の振興につきましては、遠軽町芸術文化交流プラザを拠点として、活

動や発表の機会、交流の場の充実に努めるとともに、文化の伝承と次代を担う人材の育成など団体が連携し活動の活性化を図るための支援を実施してまいります。

学校部活動の地域移行につきましては、文化庁及びスポーツ庁が定める「学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する総合的なガイドライン」において、令和5年度からの3年間を改革推進期間と位置づけており、休日における部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に取り組むこととしております。本町では、令和5年12月より「遠軽町部活動地域移行検討協議会」を立ち上げ、町内児童生徒の部活動の環境構築、地域における子どもたちの活動の場確保及び教職員の働き方改革の実現を図る観点から、学校における部活動の段階的な地域移行に向けた課題に取り組んでまいります。

文化財につきましては、「北海道白滝遺跡群出土品」が昨年6月27日に日本最古の国宝として指定されたことから、貴重な資料の保管・展示を行う遠軽町埋蔵文化財センターの更なる活用と、火山活動による黒曜石誕生の過程を紹介・展示する遠軽町白滝ジオパーク交流センターと連携し、本町の文化財保護と普及に努めてまいります。

施設整備につきましては、建設後30年以上経過するものも多くあるため、今後も社会教育施設長寿命化計画に基づき整備を進めるほか、町の行政改革推進に基づく施設の統廃合も含め、取り組んでまいります。

4 図書館・室につきましては、利用者ニーズに応えた図書の充実や歴史的な地域資料の収集保管を行うなど、生涯学習活動を支援する拠点施設にふさわしいサービスを提供するとともに、町民の読書習慣を醸成し、これまで以上に親しまれる図書館・室の運営に努めてまいります。

また、学校図書室に対しては、図書館の専門性を活かし本年度も引き続き支援してまいります。

スポーツの振興につきましては、町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを関係団体との連携・協力のもと開催してまいります。

また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体と連携を図り、各種スポーツ大会やスポーツ合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

遠軽地域の社会体育施設につきましては、NPO法人遠軽町スポーツ協会が指定管理者として管理運営を行っており、従前より休館日・開館時間の見直しや自主事業の取り組みなど、町民のニーズに応えた各種事業を展開し、利用者本位の施設運営を進めていることから、今後も引き続き利用者サービスの向上に努めてまいります。

以上、遠軽町教育行政推進の基本的な考え方について申し上げましたが、教育委員会といたしましては、その使命と責任の重さを自覚するとともに、教育基本法を踏まえつつ、時代の変化に迅速に対応しながら、遠軽町教育目標の実現に向け、学校教育

並びに社会教育の充実に努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、令和6年度教育行政執行の方針といたします。